

9.14 判決と国民投票法の立案

9.14 判決とその思考枠組み

- ・ 2004.1.14 大法廷判決多数意見中の4人意見が起点
憲96条の手続法整備においても、十分、留意が必要

選挙権と国民投票権

9.14 判決における選挙権の憲法上の位置付け

国民投票権の憲法上の位置付け

- ・ 選挙権との本質的差異に注意

国民投票に参加する資格を有する「国民」の範囲

「成年者」(憲15)

「年齢満20年」(公選9)

- ・ 国民審査(法8)

「年齢満18年」の立法化

- ・ 「国会の定める選挙の際」(憲96)
- ・ 本則は「特別の国民投票」
- ・ 選挙人名簿と国民投票人名簿は別

国民投票権制限の可否

9.14 判決の判断枠組み

- ・ 原則不可
- ・ 例外「やむを得ないと認められる事由」がある場合
- ・ 「必要やむを得ない場合」(1966.10.26 判決[全通中郵事件])
- ・ 「事実上不能ないし著しく困難」である場合
- ・ "least restrictive means [alternatives] test" と通底

制限事由「国民投票の公正の確保」

- ・ 在外国民
- ・ 在監の一般犯罪者(公選11)
- ・ 国民投票の公正を害する行為をした者
 - ・ 1955.2.9 大法廷判決
 - ・ 選挙の如き定時性欠如、一定期間の停止は無意味

改正案賛否をめぐる言論に対する制限の可否

9.14 判決の思考枠組みを前提とした推論

- ・ 国民の政治的表現は、選挙権・国民投票権と表裏一体の関係
- ・ 判断準則「重大な危険性が明白に現存する場合」等が想定

虚偽報道規制の当否

- ・ 賛成の論理
- ・ 反対の論理

新聞紙・雑誌の不当利用等の制限(公選 148 の 2 参照)

- ・ "Money talks."に対する必要最小限の規制

公務員・教育者の地位利用制限

外国人

- ・ 1978.10.4 判決[マクリーン事件]

改正案が複数ある場合の投票方式

個別方式

- ・ 「承認」の点で評価
- ・ 不可分の関係にある条項間で賛否の結果が分かれる危険性

一括方式

- ・ 関連条項の一括
- ・ 全条項の一括
- ・ 条項間に関連性がなければ、国民に対して無理強い

過半数の算定基準

全有権者

- ・ 棄権者を「反対者」の扱いに

総投票者

- ・ 無効票を「反対票」の扱いに

有効投票

- ・ 大量の棄権者・無効票が出た場合に問題
- ・ 最低投票数の設定に知恵

国民の「承認」の効力発生時期

投票結果の告示時点

- ・ 訴訟提起が効力発生を妨げないとの原則は結果次第で破棄
- ・ 主文で違法の宣言がなされた場合、改正憲法の正当性に傷

無効訴訟棄却判決の確定時点